

第4章 元気で健康なまちづくり

4-1 いきいきと健康に暮らせるまち

基本施策

基本的な方向性

4-1-1
健康づくりの
推進



いつまでも元気で健康に暮らせるよう、健康教育及び相談の充実に努め、市民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、がんの早期発見・早期対応によるがん死亡率の減少に向け、検診へのPRや体制強化など、受診率向上に取り組みます。

4-1-2
地域医療体制の
充実



岩出市と紀の川市の2市の総合病院となる公立那賀病院を地域医療の核とし、那賀圏域における医療機関及び医師との連携強化に努め、市民が安心してサービスを受けることのできる地域医療体制及び救急医療体制の充実に取り組みます。

4-1-3
高齢者福祉の
充実



高齢者が地域でお互いを助け合い、喜びや生きがいを共有し、健康でいきいきと生活できるよう、社会参加や地域交流活動の推進に努めるとともに、ひとり暮らし高齢者等の把握と見守り支援に取り組みます。

4-1-4
障害者福祉の
充実



障害のある人への理解や障害者差別の解消など、誰もが尊重し合える共生社会の実現を目指すとともに、障害のある人が自分らしく、個々の個性と能力を最大限に発揮し、様々な活動に参加できるよう、日常生活を支えるための各種サービスの提供や自立を支援できる体制強化に取り組みます。

4-2 社会保障制度の充実したまち

基本施策

基本的な方向性

4-2-1
保険・医療制度
の充実



国民健康保険では、被保険者の高齢化が進み、医療技術の高度化や生活習慣病の増加などによる医療費増加を抑制するため、特定健診や人間ドックなどの保健事業を積極的に推進するとともに、公平・平等な税負担を確保するため、適正な賦課と徴収率向上に努めます。

4-2-2
介護保険の充実



高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援等を担う多様な主体が連携し、高齢者の生活を包括的に支える「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

4-2-3
生活困窮者への
支援



生活困窮者に対し自立支援制度の活用や、その困窮の程度に応じて必要な保護や支援等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、社会的・経済的な自立を助長します。

4-3 産み育てることのできるまち

基本施策

基本的な方向性

4-3-1
子育て支援の
推進



全ての子どもが健やかに成長でき、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない継続的な支援に努めるとともに、地域が一体となった子育て支援体制づくりと子どもの最善の利益を保障する環境づくりに努めます。

4-3-2
保育環境の充実



子どもたちが地域で充実した幼児教育や保育が受けられるよう、それぞれの家庭事情にそった支援策を推進するとともに、実施施設等の運営を支援します。

総合戦略による取組

基本戦略2 子育てしやすいまち

基本戦略3 安全・安心で住環境の良いまち

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと生活できるよう、健康診査や健康相談をはじめ、生活習慣病予防や感染症予防対策への取組を進めながら、保健指導の充実に努めます。また、安心して治療が受けられるよう地域医療体制の充実に取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、保健・医療・介護・予防等のサービスの充実など、高齢者を支援する体制づくりを推進します。

妊娠・出産・子育てにおいてニーズに応じた切れ目のない支援を展開していくことで、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに取り組みます。また、働きながら子育てできるよう仕事と子育ての両立を支援します。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行政運営

4-1-1 健康づくりの推進

本市の状況

第4章 元気で健康なまちづくり

- 「ふれあい健康 21」の「自分の健康は自分で守る」という基本的考えのもと、乳幼児から高齢者まで全ての市民が、ともにふれあい、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、健康情報の提供や啓発など、市民の積極的な健康づくり活動を促進しながら、市民だけでなく、企業、行政が一体となった地域の健康づくりに取り組んでいます。
- 健康講座による健康に対する知識と意識の高揚を図るとともに、規則正しい生活習慣を身に付けるため、体を動かす運動習慣や規則的な食習慣など、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各教室の実施や相談窓口の設置など、一人ひとりのニーズに応じた健康づくり支援に努めています。
- がんは、全国的に死亡率が高く、市民の健康において重大な脅威となることから、早期発見・早期治療による死亡率の低下を目指し、ポスターやメール配信、また、イベントでの周知・啓発など、受診率の向上を図るため、各種がん検診への受診勧奨を促しながら、市民の健康保持と意識醸成に取り組んでいます。
- 母体と胎児の健康を管理し、無事に出産を迎えることができるようにします。また、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減に努め、乳幼児の健康保持・増進及び成長発達を促すなど、異常の早期発見・早期対応できるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診率向上に取り組んでいます。
- 歯周病は歯の喪失をもたらす主要原因で、糖尿病や心疾患との関連性が指摘されています。歯周病対策として40・50・60・70歳の節目に歯周疾患検診を実施するとともに、歯周病についての知識や歯周疾患検診の周知に努めています。
- 自殺行動に至る人の中には、背景にある様々な悩みにより心理的・精神的に追い詰められた結果、アルコール健康障害や抑うつ状態、うつ病等の精神疾患を発病していることも少なくないと言われています。また、長期にひきこもる子どもとその親がともに高齢化する8050問題が深刻化しています。こころの健康について正しい知識の普及や相談窓口の周知・啓発に取り組んでいます。
- 保健所や関係機関との連携のもと、感染症や食中毒予防については、市内放送などで迅速な情報提供に努めるとともに、正しい予防知識の普及と未然防止に向けた防疫対策への周知・啓発に取り組んでいます。
- 新たな感染症に対し、ウイルスの感染予防のために「新しい生活様式」が求められる中、各々が自分の健康への危機管理意識を高め、マスクの着用や自粛規制などの取組を継続しながら、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく、危機管理体制の構築と感染拡大予防対策に努めています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、長期にわたる感染予防や地域経済への影響など、全国的に感染症に対する危機意識レベルが高まる中、本市においても、集団感染によるクラスター化を避けるため、「持ち込まない 持ち込ませない」ための意識付けに取り組んでいます。



がん検診

※3月末実績 (単位: %)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受診率(旧基準)	32.4	34.7	32.9	30.9	30.1	30.4
受診率(新基準)	—	—	—	—	21.2	22.2

- ・旧基準：国勢調査の数値を基に算出した推計対象者※の受診率
※推計対象者＝市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）
- ・新基準：69歳以下の国民健康保険の被保険者を対象とした受診率



主な取組方針

取組方針 1 健康意識の向上

- 健康に関する情報提供・啓発に取り組むことで、全ての市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるまちづくりに努めます。
- 健康講座の実施や相談窓口を設置することで、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境を整備します。

取組方針 2 保健対策の推進

- 早期発見・早期治療を目的として、がん検診の受診率向上に取り組むことで、がんによる死亡減少に努めます。
- 妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診率向上を図ることで、母子の健康管理と妊娠・出産・育児の不安軽減に努め、乳幼児の健康保持、増進、及び成長発達を促し、異常の早期発見、早期対応できるように取り組みます。
- ひきこもりサポート事業において相談窓口や居場所を提供し、ひきこもり者及び家族の支援に努めます。

取組方針 3 感染症・衛生対策の推進

- 迅速な情報提供や防疫対策への周知・啓発に取り組むことで感染症や食中毒予防に努めます。
- 新たな感染症については、身体的距離の確保、マスク着用や手洗いによる感染症対策の啓発に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 健康意識の向上

市民の健康意識を高めていくうえで、「自分の健康は自分で守る」という自助の精神が必要であることから、健康・感染症等に関する情報提供や各教室・講座への参加を促進し、各種保健事業の充実に取り組みます。

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康でいきいき生活できるよう、乳幼児健康診査やがん検診などの保健対策の充実と受診勧奨に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
保健・医療体制の充実に満足している市民の割合		51.8%	62.3%	67.0%
母子保健・成人病予防等の対策に満足している市民の割合		57.8%	69.8%	74.6%
総合戦略 KPI	がん検診受診率	22.2% (速報値)	38.0%	50.0%
	乳幼児健診受診率	95.2%	100%	100%

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計 画 名	計画期間
健康づくり計画 ふれあい健康 21	令和元年度～令和5年度
自殺対策計画	令和元年度～令和5年度
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度

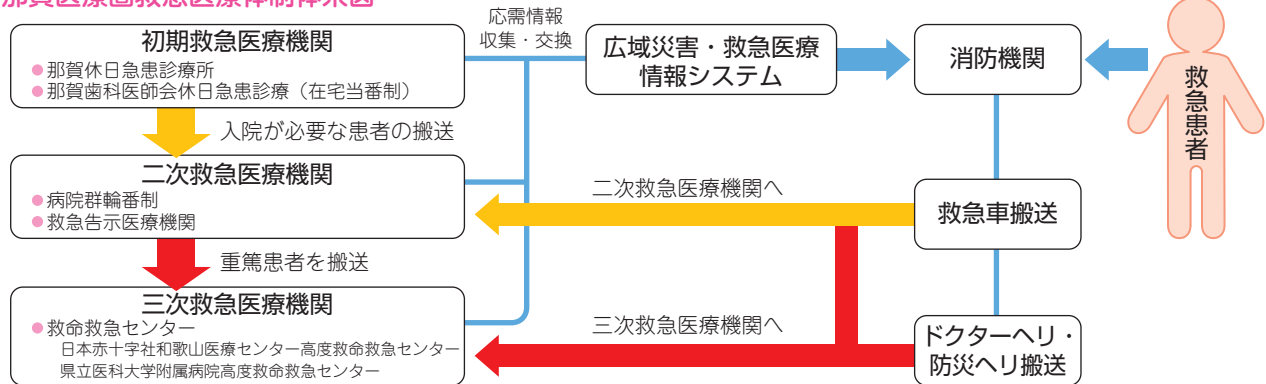
4-1-2 地域医療体制の充実

本市の状況

- 岩出市と紀の川市の2市で設置する公立那賀病院は、那賀医療圏の地域医療の核として、市内の各医療機関や医師との連携を図り、市民が安心して医療サービスを受けることのできる医療体制の充実に取り組んでいます。
- 那賀圏域において病床数が20床以上ある病院は、公立那賀病院のほか、紀の川市に3施設、本市に4施設があります。
- 公立那賀病院は、地域がん診療連携拠点病院と災害拠点病院の指定を受ける総合病院で、透析センターの設置やがん拠点病院としての機能充実に取り組むなど、機能強化に取り組んでいます。
- 夜間・休日の救急医療による診療体制を確保するため、初期救急医療として那賀休日急患診療所、二次救急医療として病院群輪番制、三次救急医療として救命救急センターなど、那賀医療圏における救急医療体制を構築し、救急医療体制の充実に取り組んでいます。
- 岩出市と紀の川市の2市で設置している那賀休日急患診療所については、夜間・休日の救急医療体制の機能充実と利用者の利便性向上を図るため、新築・移転を進めています。



那賀医療圏救急医療体制体系図



- 災害など有事の際の医療・救護体制の充実を図るため、那賀消防組合や那賀地域災害医療対策会議など、関係機関との連携強化に取り組んでいます。
- 岩出保健所を中心に那賀保健医療圏内の医療機関や関係機関の連携により、那賀地域災害医療対策会議の開催や災害医療救護所の開設など、災害時での迅速な対応ができるよう合同訓練を実施しています。
- 広域災害・救急医療情報システムの活用を図ることで、医療機関や診療情報などの情報を入手し、迅速な救急体制が図られるなど、緊急時に市民が安心して医療サービスを受けることのできる体制づくりに取り組んでいます。



主な取組方針

取組方針 1 地域医療の充実

- 公立那賀病院を地域医療の核に、那賀医療圏の医療機関との連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- 地域がん診療連携拠点病院と災害拠点病院の指定を受ける総合病院として、公立那賀病院の機能充実に努めます。

取組方針 2 救急医療体制の充実

- 夜間・休日の救急医療体制の機能向上と利便性の向上を図るため、那賀休日急患診療所の新築・移転工事を進めます。
- 市民が適切な救急医療を受けられるよう、広域的な連携による救急医療体制を確保します。
- 那賀消防組合や那賀地域災害医療対策会議などの関係機関と連携を強化し、災害など有事の際の医療・救護体制の充実に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 広域医療の充実

公立那賀病院では、市民が安心して医療を受けられるよう、地域医療の核として地域の病院及び診療所との連携を図りながら、医療体制の充実に努めます。

近隣の4市1町で設置した「和歌山広域消防指令センター」での消防指令業務の共同運用により、各消防本部との連携、情報共有による通報体制の強化と業務の効率化に取り組みます。(再掲)

成果指標

●まちづくり指標		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
救急車両通報件数		2,169件	2,109件	2,059件
那賀休日急患診療所の受診者数		630人	700人	700人
総合戦略 KPI	救急車両の現場到着所要時間	6分25秒	6分19秒	6分14秒

SDGsの目標との関連



1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行政運営

4-1-3 高齢者福祉の充実

本市の状況

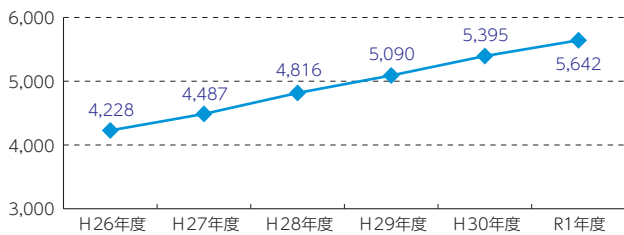
- 今後、高齢者人口の増加が見込まれ、高齢者福祉へのニーズも高まっていくものと考えられます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域・事業所・関係団体との協働による地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりを推進していく必要があります。
- 地域の支え合いを推進するため、地域にある交流会（サロン）や体操、学習会などの高齢者の交流活動をまとめた「いわで交流マップ」を発行・活用しながら、地域住民の参加促進に取り組んでいます。
- 高齢者を敬愛する気持ちを一層高め、長寿をお祝いする機会の場として、「敬老の日」にあわせ、敬老会を開催しています。
- 敬老会については、高齢化社会の影響により、市内人口の高齢化が年々進む中、高齢者人口、施設規模、実施財源など、あらゆる要素を考えながら、高齢者が気軽に参加し、楽しんでもいただける場として、持続可能な体制づくりに取り組んでいます。

75 歳以上の人口

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
75 歳以上	4,228	4,487	4,816	5,090	5,395	5,642

75 歳以上の人口 (単位：人)



※ 3 月 31 日時点の住民基本台帳人口



- 高齢者の生きがいづくり活動として、健康で就労意欲のある高齢者に対し、雇用・就業情報の提供や雇用機会の場を創出するシルバー人材センターの活動を支援し、高齢者福祉の充実に努めています。

- 地域の活力となる老人クラブの活動を推進し、地域の高齢者が気軽に参加できるよう、活動周知や啓発に努めながら、高齢者が地域の中でお互いを助け合い、喜びや生きがいを共有し、健康でいきいきと生活できる環境づくりと活動支援に取り組んでいます。

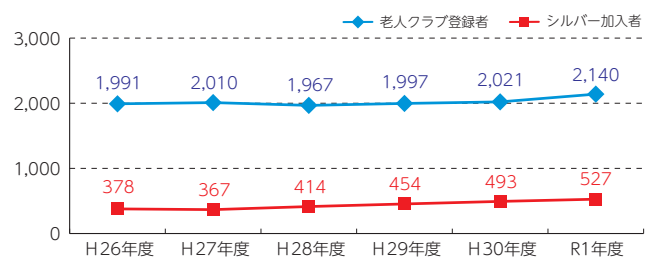
- ひとり暮らしの高齢者等の不安を緩和し、安心して生活できるよう、急病・災害など、緊急時の見守り支援として、緊急通報装置の貸与を推進するとともに、民生委員・児童委員や地域見守り協力員、また、民間事業所との協定など、見守り体制の強化・充実に取り組んでいます。

高齢者生きがい活動支援

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
老人クラブ登録者	1,991	2,010	1,967	1,997	2,021	2,140
シルバー加入者	378	367	414	454	493	527

老人クラブとシルバーの加入者数 (単位：人)



※ 4 月 1 日時点

高齢者世帯

		H12年	H17年	H22年	H27年	H12→H27 比較
単 身	世帯数	564	872	1,229	1,853	1,289 世帯増
	世帯割合	3.5	4.9	6.3	8.9	5.4 %増
夫婦のみ	世帯数	837	1,248	1,737	2,278	1,441 世帯増
	世帯割合	5.2	7.0	8.9	11.0	5.8 %増

資料：総務省「国勢調査」

主な取組方針

取組方針 1 生きがいがづくりの推進

- 地域・事業所・関係団体と協働での支え合いの仕組みづくりを推進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めます。
- 交流会や体操、学習会などへの参加促進に努めることで、高齢者の介護予防・生きがいがづくりの推進に取り組みます。
- シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援することで、高齢者の社会参加や生きがいがづくりを推進します。

取組方針 2 ひとり暮らし高齢者等の対策

- 見守り体制の強化・充実を図ることで、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 高齢者の生きがいがづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や生活支援、見守り活動などの高齢者福祉の充実を図ります。

就労機会を提供するシルバー人材センターや地域社会との交流や社会活動を行う老人クラブの活動を支援することで、高齢者が生きがいを持った生活が送れるよう取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
高齢者福祉の充実に満足している市民の割合		43.1%	61.4%	68.2%
総合戦略 KPI	老人クラブへの登録者数	2,140 人	2,146 人	2,221 人
	シルバー人材センターへの加入者数	527 人	602 人	722 人

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-1-4 障害者福祉の充実

本市の状況

- 障害のある人や介護する親の高齢化が進む中、安心して地域で暮らしていけるよう、「親亡き後」等を見据えた地域での支援体制を充実していく必要があります。
- 障害のある人に対する理解と障害者差別の解消を図るため、市広報や市ウェブサイト、また、パンフレットなどによる周知・啓発に努めるとともに、正しい知識と理解を深めるための研修・啓発に取り組んでいます。
- 市内公共施設及び多くの人が利用する公共的施設において、障害のある人の社会参加を阻害するバリアを解消するため、段差解消、スロープの設置、多目的トイレの設置などのバリアフリー化を推進するとともに、案内表示や情報提供手段の確立など、情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。
- 日常生活において、地域や市民、また、団体、ボランティア等による支え合いや助け合いが非常に重要であることから、積極的な市民の地域活動やボランティア活動を推進し、地域の活性化に取り組んでいます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して、個々の能力を生かしながら、生き生きと生活していけるよう、相談支援、情報提供、各種サービスの提供に取り組み、障害のある人の自立を支援できる体制強化に取り組んでいます。
- 障害のある人の外出時の円滑な移動を支援し、自立した生活や社会への参加を促進するための移動支援に取り組むとともに、福祉タクシー券による利用料金の一部助成など、社会参加による行動範囲の拡大を図り、障害者福祉の増進に取り組んでいます。
- 関係機関との連携を図りながら、支援体制の強化を図るため、虐待の早期発見・早期対応を目的とした障害者虐待防止センターを庁内に設置し、障害のある人への虐待や権利侵害の防止、また、養護者の支援に努めています。
- 障害のある人の健康保持と福祉の増進を図るとともに、医療に係る負担を軽減するため、重度心身障害児者医療や障害者自立支援医療などの医療費助成を実施しています。
- 障害のある人が安心して日常生活を送るためには、個々の障害に応じた生活支援を充実していく必要があります。医療・福祉・教育等の専門機関や福祉に関わる事業所などで構成する那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、相互に連携・協力を図りながら支援体制の整備に取り組んでいます。
- 障害のある人への自立と社会参画を促すため、岩出紀の川障害者就業・生活支援センターや和歌山公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携強化に努めながら、企業に対する周知・啓発、また、就労相談や職場定着に向けた一般就労への支援に取り組んでいます。また、障害種別や程度に応じ、福祉的就労の確保も必要であり、関係機関との連携・協力のもと、体制強化に取り組んでいます。

障害者手帳所持者

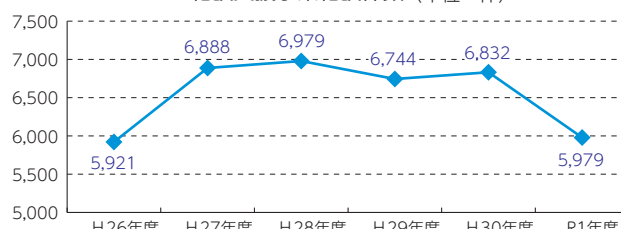
(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
身体	1,806	1,844	1,847	1,832	1,850	1,893
療育	399	431	458	480	513	520
精神	290	326	344	335	372	424
計	2,495	2,601	2,649	2,647	2,735	2,837

※ 3月末実績



相談支援事業相談件数 (単位：件)



※ 3月末実績

重度心身障害児者医療

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受給資格者数	1,196	1,191	1,203	1,204	1,278	1,301

※ 3月末実績

障害者自立支援医療

(単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
申請件数	225	276	279	275	294	314

※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 障害福祉サービスの充実

- 相談支援、各種サービス等の提供に取り組むことで、障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう努めます。
- 外出時の移動を支援し、福祉タクシー券による一部助成を実施することで、自立した生活や社会参加の促進に取り組めます。

取組方針 2 相談支援体制の充実

- 障害のある人とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供・援助を行うことで、自立した日常生活が送れるよう取り組めます。
- 障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人への虐待や権利侵害の防止に努めます。

取組方針 3 就労支援と社会参加の充実

- 関係機関と連携し就労支援体制の強化に取り組むことで、障害のある人の自立と社会参加の促進に努めます。
- 市内公共的施設のバリアフリー化を促進し、誰もが安心して利用できる施設環境の整備に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 障害のある人への支援

障害者総合支援法等に基づいて、障害のある人が可能な限り身近な場所で安心して地域生活を送ることができるよう、総合的な障害者支援を行います。

障害のある人とその家族の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、相談支援体制の充実に取り組めます。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
障害者(児)福祉の充実に満足している市民の割合		37.3%	63.6%	71.6%
就労移行支援事業の延べ利用者数		73人	90人	108人
総合戦略 KPI	相談支援事業の延べ利用者数	5,979件	7,000件	8,000件
	福祉タクシー券交付件数	385件	390件	395件

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
障害者計画	令和3年度～令和8年度
障害福祉計画・障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-2-1 保険・医療制度の充実

本市の状況

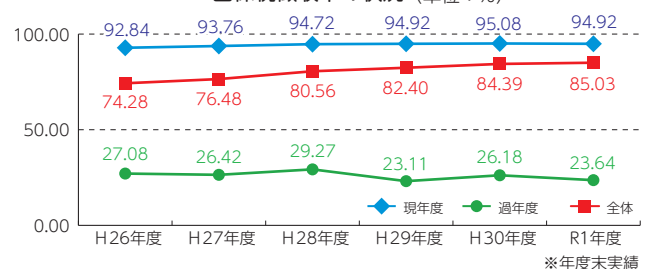
- 少子高齢化の影響により国民健康保険加入者の高齢化が進む中、一人当たり医療費の増加や所得水準の低さなど、国保制度が抱える課題に対応するため、平成 30 年度から和歌山県においても国民健康保険の広域化がスタートしました。
- 国民健康保険では、広域化による制度改革後、県による財政運営、市町村による窓口・税徴収・保健事業など、それぞれが主体性を持ち、将来に向けた制度の継続と安定した財政運営を確保するための取組を進めています。
- 国民健康保険が将来にわたり、安定的で持続可能な保険医療制度を維持していくため、財源となる税収の確保に努め、国保財政の健全化に取り組んでいます。
- 国民健康保険税については、加入者の所得状況や税率の分析により、被保険者に対する適正な賦課に取り組んでいます。
- 納税については、現年度の徴収率アップを最大の目標に、徴収プロジェクトチームによる徴収強化を図るとともに、搜索や差押え、公売等の対策を講じながら、過年度徴収の強化に取り組んでいます。また、必要に応じて、執行停止処理を行っています。
- 40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者に対し、データヘルス計画の活用を図りながら、生活習慣病予防のための健康診査を実施し、健診結果に応じ、生活習慣を改善するための保健指導を実施するなど、被保険者の健康保持と医療費の抑制に取り組んでいます。
- 特定健康診査については、医師会等との連携を図るとともに、AI を用いた未受診者勧奨やまちかど健診等、新たな事業を活用するなど、受診勧奨及び啓発に取り組んでいます。また、特定保健指導については、電話支援や訪問面接などに取り組み、対象者のニーズに沿った保健指導を実施できるよう、検討を進めています。
- 後期高齢者医療については、75 歳以上の高齢者等の健康保持と適切な医療確保を図るため、平成 20 年度から新たな医療制度として創設され、現在では、社会保障の一翼を担う大きな制度となっています。
- 全国的に高齢化が進む中、本市においても 75 歳以上人口は年々増加し、後期高齢者医療における医療費負担は、これまで以上に大きくなることが予測されます。
- 高齢者が安心して医療を受けることのできるよう、後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、制度周知や円滑な窓口対応など、高齢者医療サービスの更なる向上に努め、安定した制度運営を続けるためにも、自主財源となる保険料収入の確保に取り組んでいます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、フレイル対策など、75 歳以上高齢者の保健事業と介護保険における地域支援事業等と一体的な実施を進めるための体制整備等についての検討を進めています。

国保税徴収率の状況

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
現年度	92.84	93.76	94.72	94.92	95.08	94.92
過年度	27.08	26.42	29.27	23.11	26.18	23.64
全 体	74.28	76.48	80.56	82.40	84.39	85.03

国保税徴収率の状況 (単位：%)

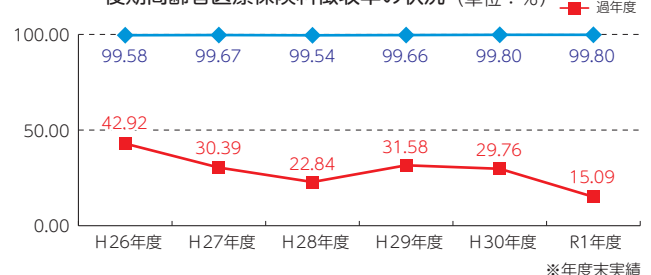


後期高齢者医療保険料徴収率の状況

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
現年度	99.58	99.67	99.54	99.66	99.80	99.80
過年度	42.92	30.39	22.84	31.58	29.76	15.09

後期高齢者医療保険料徴収率の状況 (単位：%)



主な取組方針

取組方針 1 国民健康保険制度の安定運営

- 国民健康保険財政の健全化に努めることで、将来にわたり持続可能な医療保険制度の維持に取り組みます。
- 徴収プロジェクトチームによる徴収強化に取り組むことで、財源の確保を図ります。

取組方針 2 特定健診の受診勧奨

- AIを活用した対象者の特性に合わせた受診勧奨を行うことで、特定健診の受診率向上に取り組みます。
- 特定保健指導による生活習慣の改善により、被保険者の健康保持と医療費の抑制に取り組みます。

取組方針 3 後期高齢者医療制度の安定運営

- 後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、保険料の収入確保に取り組みます。
- 高齢者の心身の課題に対し、きめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた検討を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 保険・医療の充実

財政運営の責任主体である県との連携を図りながら、医療費の適正化や徴収強化による財源確保により、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組みます。

生活習慣病等の発症と重症化を予防するため、データヘルス計画に基づき、国民健康保険加入者への特定健診・特定保健指導等の保健事業を推進します。

高齢化により後期高齢者の増加が見込まれる中、安定した制度運営を図るため加入者の健康の保持増進と保険料の確保に努めます。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
国民健康保険税の徴収率		94.9%	95.2%	95.3%
総合戦略 KPI	特定健診の受診率（国保）	34.2%	36.8%	40.1%
	特定保健指導終了率（国保）	36.9%	37.6%	40.5%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度
データヘルス計画	平成30年度～令和5年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-2-2 介護保険の充実

本市の状況

- 人口推計によると高齢者人口は、今後も増加することが見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの推進が求められています。
- 介護サービス利用者やその家族等が必要なサービスを適切に安心して利用できるよう、介護保険制度や介護サービス等に関する情報を提供するとともに、利用者に関する相談支援、利用にあたっての負担軽減を図り、介護サービス利用の支援に取り組んでいます。
- 介護保険制度の公平性を確保するため、受給者に対する適切な認定調査及び審査の実施に努めるとともに、受給者が必要とする過不足のないサービスの提供と介護保険制度の信頼性を高めるため、ケアプランチェックや事業所指導など、適正な介護給付への取組を進めています。
- 介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であり、保険料負担の公平化や介護保険財政の安定運営を図るため、制度への理解と納付意識を高めるための働きかけを行い、自主財源となる介護保険料の徴収強化に取り組んでいます。
- 介護保険料については、年金による特別徴収が概ね9割、徴収率への影響が大きい普通徴収は概ね1割となります。普通徴収では、滞納繰越を増やさないよう、現年度徴収に力を入れながら、財産調査や差押え等の徴収強化を図るとともに、低所得者への減免措置など支払い能力に応じた確実な納付や納付意識向上への取組に努めています。
- 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくため、介護予防教室の開催をはじめ、住民自身が地域で主体的に介護予防に取り組む自主活動への支援など、効果的な介護予防活動の展開を推進するとともに、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組める体制づくりに努めています。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加すると予想されるため、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症サポーターの養成や認知症カフェの実施、相談支援体制の充実に努めています。
- 高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待防止などに取り組んでいます。

介護予防自主活動グループ数

(単位：グループ)

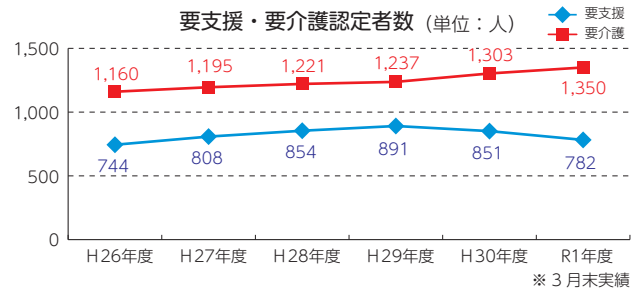
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
シニアエクササイズ	8	9	9	15	17	18
岩上げんき体操	—	—	2	8	11	13

※ 3月末実績

要支援・要介護認定者数

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
要支援	744	808	854	891	851	782
要介護	1,160	1,195	1,221	1,237	1,303	1,350



要支援・要介護認定率

(単位：%)

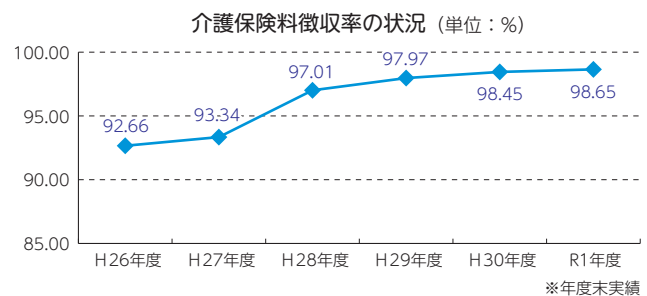
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
認定率	17.5	17.56	17.59	17.57	17.35	16.82

※ 3月末実績

介護保険料徴収率の状況

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
全体徴収率	92.66	93.34	97.01	97.97	98.45	98.65



認知症対策

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
認知症サポーター数	581	797	947	1,121	1,242	1,804

※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 介護サービスの充実

- 介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する、地域包括ケアシステムの推進に取り組めます。
- 持続可能な介護保険事業の運営のため、ケアプランや給付状況等のチェックを行い、介護給付の適正化に取り組めます。

取組方針 2 介護予防の推進

- 介護予防教室の実施や地域で介護予防に取り組む自主グループを支援することで、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組めます。

取組方針 3 認知症対策の充実

- 認知症サポーターの養成等に取り組むことで、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発に取り組めます。
- 認知症カフェや介護予防に資する通いの場への参加の促進等を実施することで、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の取り組みを推進します。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 介護・介護予防の充実

本市の人口構造においても、高齢化が進む中、高齢者がいきいきと暮らせるよう、要支援・要介護状態を予防するための介護予防事業や予防知識の啓発に取り組めます。

認知症に対する正しい理解を深め、地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制づくりを進めます。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
介護サービスの充実に満足している市民の割合		38.1%	59.1%	66.7%
介護保険料の徴収率		98.6%	98.9%	99.1%
総合戦略 KPI	要介護（要支援）認定者の割合	16.8%	17.6%	19.1%
	認知症サポーター数（累計）	1,804 人	2,550 人	3,550 人

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計 画 名	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

1 住んでよかった
思えるまちづくり

2 安全で安心して
暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれる
まちづくり

4 元気で健康な
まちづくり

5 にぎわいと
輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-2-3 生活困窮者への支援

本市の状況

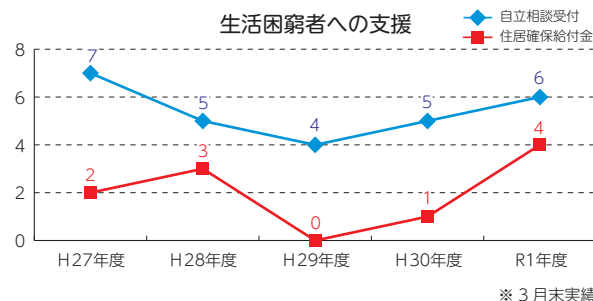
- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立に向け、平成27年度に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等の事業を実施し、生活困窮者に対する自立支援の強化に取り組んでいます。
- 自立相談支援では、就労支援やその他の自立に関する問題への相談を行う支援員を配置し、生活困窮者が抱える課題に対し、計画的に支援することができるよう、自立支援計画を策定し、包括的な支援を実施するとともに、離職等により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者に対して、家賃相当額を有期で支給する住居確保給付金事業を実施しています。
- 和歌山公共職業安定所（ハローワーク）、社会福祉協議会等の関係機関との連携体制の構築と就労支援員により生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、生活に不安を抱えている方に、貸付制度の利用支援や居住確保に関する支援等を実施しています。
- 全国的な景気不安が続き、経済の先行きが見えない状況の中、地方における雇用や景気についても厳しい状況にあります。また、生活保護世帯の多くは高齢者世帯であり、収入の増加等に大きな期待ができないため、生活保護の長期化が見込まれることも課題となっています。
- 日本国憲法第25条の理念に基づき、生活困窮者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立の助長を図るため、保護申請に係る要否判定、被保護世帯への訪問調査、就労支援などにより、経済的・社会的自立の助長を図りながら、生活保護を実施しています。
- 生活保護では、申請件数の増加に加え、援助困難ケースの増加など、窓口でのニーズ対応が複雑化する中、被保護世帯の減少は見られるものの、扶助費の水準は依然として高く、扶助費全体の概ね半分を医療扶助が占めている状況となっています。研修及びケース検討会議を通じ、職員及び組織のスキル向上を図るとともに、就労指導及び他法活用の強化、被保護者健康管理支援事業の実施や後発医薬品の使用促進などにより、保護費の適正化に取り組んでいます。

生活困窮者対策

(単位：件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
自立相談受付	7	5	4	5	6
住居確保給付金	2	3	0	1	4

生活困窮者への支援



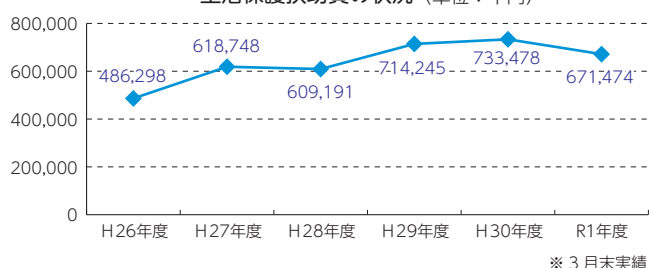
※ 3月末実績



生活保護費 (単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
扶助費	486,298	618,748	609,191	714,245	733,478	671,474

生活保護扶助費の状況 (単位：千円)



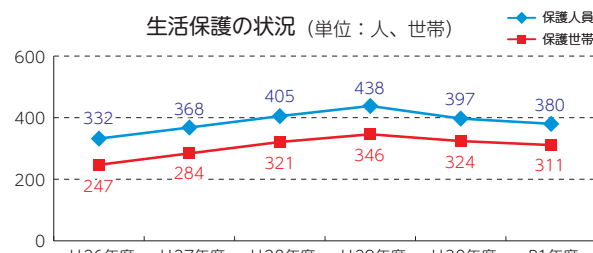
※ 3月末実績

生活保護

(単位：人、世帯、%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
保護人員	332	368	405	438	397	380
保護世帯	247	284	321	346	324	311
保護率	6.18	6.85	7.51	8.14	7.37	7.06

生活保護の状況 (単位：人、世帯)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 生活困窮者の自立支援

- 自立相談支援や住居確保給付を行うことで、生活保護に至る前の段階での早期支援と自立促進に取り組みます。
- 和歌山公共職業安定所（ハローワーク）や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、生活困窮者の自立支援に取り組みます。

取組方針 2 生活保護制度の適正な実施

- 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活保護制度の適切な実施に取り組みます。
- ケース検討会議による組織的な対応により援助方針を確立し、被保護世帯の経済的及び社会的自立を促します。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 生活困窮者の自立支援

生活保護受給世帯への自立支援、生活保護制度の適正な実施に取り組みます。

生活保護に至る前の段階での早期支援と自立促進を図るため、生活困窮者に対しての自立相談支援や住居確保給付金の支給など、生活困窮者自立支援制度の適正な実施に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和 7 年度)	(令和 12 年度)
生活保護・生活困窮者相談件数	151 件	160 件	170 件
総合戦略 KPI 就労支援による新規就労率	40.5%	42.5%	45.0%

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計 画 名	計画期間
地域福祉計画	令和 3 年度～令和 7 年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-3-1 子育て支援の推進

本市の状況

●全国的な少子化の進行や出生率の低下により、子どもの数が減少する一方で、出産年齢、世帯構造、養育者の就労など、時代とともに出産・子育てに対する環境の変化に伴い、新たな課題やニーズに対応するため、「岩出市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な支援に取り組んでいます。

●育児不安の軽減や虐待の予防を図るため、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターを平成31年4月に設置しました。

●地域における子育て支援の充実を図るため、子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターを市内2カ所に設置し、親子の交流、子育て相談、保育所開放、サークル支援など、様々な支援・援助に取り組んでいます。

●仕事と子育ての両立を支援するため、依頼会員と援助会員のネットワークによる地域での相互援助活動となるファミリー・サポート・センターの利用を推進し、登録会員の確保による利用拡大に取り組んでいます。

●妊婦・出産期の女性は心身ともに不安定な状態にあることから、妊娠の早期から妊娠・出産に関する情報を提供し、安心して出産できるよう、妊産婦に対する健康診査や妊婦・子育てなどの各教室を実施しています。

●子どもを持つことを望む夫婦に、不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため不妊治療費の助成を実施することで、少子化の抑制に取り組んでいます。

●乳幼児健康診査・健康相談や乳幼児家庭への全戸訪問、また、医療機関との連携による産後ケアなど、母子の心身の健康維持・増進に努めるだけでなく、安心して子育てできるよう、産後の育児支援にも取り組んでいます。

●全ての子ども達が適切な医療や教育・保育を受けることのできる権利と機会を保障し、健全な育成が図れるよう、「子ども医療」などの医療費助成や「児童手当」などの手当支給、また、幼稚園、保育所等の利用料の無償化など、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図るための支援に取り組んでいます。

●全国的に問題となっている子どもへの虐待は、その後の子どもの成長や人生に大きな影響を及ぼすとともに、子どもの人権の視点からも見過ごせない大きな問題であり、市では、関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見と予防に努めるなど、児童虐待防止対策に取り組んでいます。

●子育ての不安の軽減や児童虐待予防につなげるため、家庭相談員等による相談体制の強化に努めるとともに、前向き子育てプログラムや相談窓口の周知などの未然防止の取組の強化、また、要保護児童対策地域協議会（岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議）を中心に関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止に取り組んでいます。

住民基本台帳による子どもの数 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
0～6歳	3,586	3,489	3,466	3,367	3,293	3,248
7～18歳	7,372	7,235	7,138	6,996	6,804	6,612
計	10,958	10,724	10,604	10,363	10,097	9,860

※3月31日時点の住民基本台帳人口

地域子育て支援センター (単位：組)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
年間利用組数	8,158	7,861	8,524	8,267	8,344	8,102

※3月末実績

ファミリー・サポート・センター (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
会員数	532	608	723	825	963	1,072
利用者数	1,316	1,432	1,271	1,555	1,782	1,855

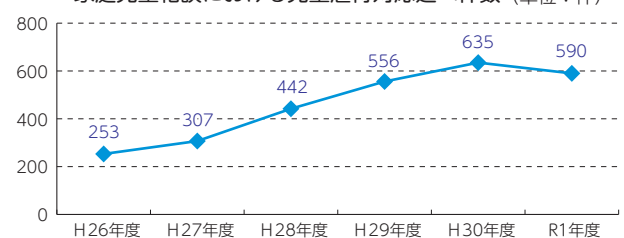
※3月末実績



家庭児童相談 (単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
児童虐待対応延べ件数	253	307	442	556	635	590

家庭児童相談における児童虐待対応延べ件数 (単位：件)



※3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 出産・子育て支援の充実

- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組みます。
- 地域における子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの機能充実に取り組みます。

取組方針 2 子育て家庭への経済的支援

- 子どもの通院・入院にかかる医療費の助成や児童手当の支給、保育・幼児教育の無償化など、子育て世帯に対して経済的な負担軽減につながる支援に取り組みます。

取組方針 3 要保護児童対策

- 家庭相談員等による相談体制の強化により、子育ての不安軽減や児童虐待予防に取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会（岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議）を中心に関係機関と連携し、児童虐待の早期発見と虐待防止に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 2 子育てしやすいまち

○施策 子育て環境の充実

すべての子どもが健やかに成長でき、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを支援するため、妊婦・乳幼児への健診事業や育児相談などに取り組みます。

地域子育て支援センターを拠点として、すべての子育て家庭が身近に感じることのできる、地域一体となった子育て支援体制づくりを推進します。

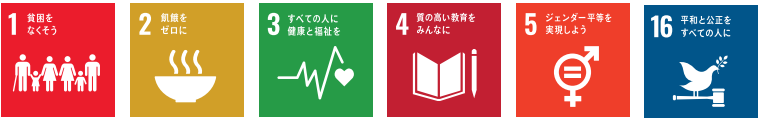
子育て世帯の医療費負担軽減や各種助成・手当により、子育て世帯の経済負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境づくりに努めます。

子どもの養育に関する相談や児童虐待対応の体制強化を図ることで、児童虐待の予防・早期発見に取り組みます。出産の希望をかなえるため、不妊治療費の助成に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
児童福祉の充実に満足している市民の割合		40.9%	64.9%	72.3%
母子・父子福祉に満足している市民の割合		39.0%	66.9%	74.6%
総合戦略 KPI	地域子育て支援センターの年間利用組数	8,102 組	8,791 組	8,791 組
	不妊治療助成件数	68 件	75 件	80 件

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計 画 名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-3-2 保育環境の充実

本市の状況

- 令和元年度時点で、本市の認定こども園を含む認可保育所は、公立・私立それぞれ4カ所の計8カ所あり、保育士は、平成28年度の212人をピークに減少傾向にあります。また、各年4月1日時点の認可保育所の在籍率は、90%前半を推移し、ほぼ横ばいの状況となっています。
- 認可保育所の児童数が年々増加し、保育所に対する需要が高まる一方で、一部の保育施設では、築年数40年を超えており、経年劣化に伴う老朽化が進む中、児童の安全性を確保し、施設を末永く使用していけるよう、「保育施設長寿命化計画」に基づく、保育施設の老朽化対策に取り組んでいます。
- 時代とともに子どもを育てる家庭環境やライフスタイルが変化し、核家族化や共働き世帯の増加など、子育てと仕事の両立を求める市民が増加しており、一時預かり保育、延長保育、低年齢児保育、病後児保育、休日保育、認可外保育施設の利用など、保育サービスに対するニーズの多様化が進んでいます。また、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化制度」が開始され、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 平成27年度に「つくしの里こども園」、平成29年度に「さくらんぼ学級」の2施設が地域型保育事業所として設置され、また、平成29年度に「おひさま保育園」、平成30年度に「山崎北保育園」の2施設が幼保連携型認定こども園に移行するなど、定員数の増加に努め、保育体制の充実に取り組んでいます。
- 保育所では、平成27年度から途中入所による待機児童が発生しており、公立・私立ともに児童数が年々増加している状況の中、保育士の確保、幼稚園の認定こども園への移行促進、企業主導型保育など民間を活用した保育体制の構築を進めながら、入所体制の充実に取り組んでいます。
- 放課後児童健全育成事業では、放課後の子どもの居場所づくりをはじめ、放課後児童の健全な育成と共働き家庭等への育児支援を図るため、小学校の空き教室等を利用し、小学校6年生までを対象に、市内6カ所で実施しています。
- 保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に安全・安心な環境で学習や多様な体験・活動が行えるよう、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的、または連携して実施する体制として、新・放課後子ども総合プランの整備を検討しています。

認可保育所等（地域型含まない）

（単位：カ所、人、%）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
設置数	8	8	8	8	8	8
保育士人数	194	210	212	206	205	202
定員数	1,480	1,449	1,482	1,482	1,486	1,521
児童数	1,352	1,342	1,355	1,344	1,367	1,375
在籍率	91.4	92.6	91.4	90.7	92.0	90.4

※ 4月1日時点



認可保育所等の児童数

（単位：人）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
公立（4園）	699	704	706	683	711	713
私立（4園）	653	638	649	661	656	662
地域型（2園）	—	9	19	28	35	35
計	1,352	1,351	1,374	1,372	1,402	1,410

※ 4月1日時点

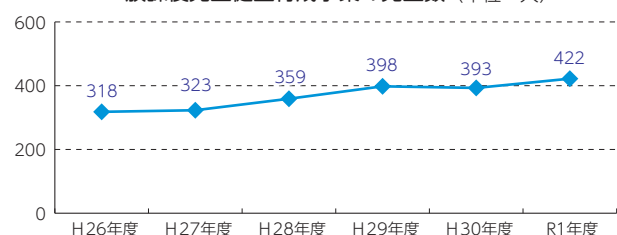


放課後児童健全育成事業

（単位：人）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
児童数	318	323	359	398	393	422

放課後児童健全育成事業の児童数（単位：人）



※ 4月1日時点

主な取組方針

取組方針 1 保育サービスの充実

- 認定こども園への移行促進や企業主導型保育など民間活用を図りながら、待機児童の解消に努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かりや延長保育、低年齢児保育、病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

取組方針 2 保育施設の整備

- 児童の安全を確保し、保育施設の長寿命化を図るため、保育施設の老朽化対策に取り組みます。

取組方針 3 放課後児童クラブの充実

- 各小学校において放課後児童クラブを実施し、子どもの居場所づくりや共働き家庭等の育児支援に取り組みます。
- 放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に行う、新・放課後子ども総合プランの検討を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 2 子育てしやすいまち

○施策 保育の充実

安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、待機児童の解消や一時預かり、延長保育、病後児保育など多様なニーズに対応した保育環境の充実に取り組みます。

放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施により、放課後における子どもの居場所をつくるとともに、地域交流、世代間交流を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
病後児保育の利用登録者数		253人	395人	400人
総合戦略 KPI	待機児童数	8人	0人	0人
	低年齢児受入割合	33.4%	35.0%	36.1%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行政運営

